

個人データ保護基本規程

24

株式会社 MOL ACE TRANSPORT

個人データ保護基本規程

(2025年9月30日制定)

第1章 総則

第1条 (目的と構成)

この規程は、当社が、事業を展開する各国・地域、及び海外諸国で施行されている個人データ保護関連法令に基づき、個人データを適正に処理するために共通で、かつ最低限実施すべき事項を定める。

- (2) 本規程を補完するものとして細則を定める。細則は、当社が別表1の国・地域で施行されている法令に基づき個人データを処理する場合の準則であり、本規程と細則の定めが異なる場合には、細則の定めが優先する。なお、別表1の国・地域以外に在住するデータ主体の個人データを処理する場合には、本規程に加えて、当該国・地域で施行されている個人データ保護関連法令の遵守に留意する。
- (3) 本規程の他に、当社が個人データを処理するための規程(以降、「当該規程」という。)を定めている場合であって、当該規程に本規程より厳格な、もしくは追加的な定めがある場合には、係る定めが優先する。

第2条 (定義)

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

① データ主体

個人データによって識別される、または識別され得る特定の個人をいい、個人データの持ち主である「本人」

② 従業者

当社の組織内で個人データの処理に従事する者(従業員、取締役、監査役、執行役員、派遣社員、嘱託、臨時雇用者等を含む)

③ 個人データ管理総責任者

当社の個人データの管理に関する全社的な責任と権限を担う者。チーフ・コンプライアンス・オフィサーをもってこれに充てる。

④ 個人データ管理責任者

各部室店・ユニットにおいて個人データの管理に関する責任と権限を有する者。当該部長、室長、支店長をもってこれに充てる。

⑤ 個人データ

データ主体に関するあらゆる情報であって、データ主体を直接的または間接的に識別し得るものをいう。(前者には氏名や識別番号を、後者には位置データや当該データ主体の身体的特徴のような、それ単体では当該個人を特定できないが、複数の情報を組み合わせることにより、個人を識別し得るものを含む。但し、これらに限られない)(なお、該当する場合は、細則、またはその他の国・地域の法令で定めがある事項も含む)

また、「データベース」とは、個人データを電子データとして検索できるように体系的に構成されたもの、もしくは紙媒体であっても五十音順やアルファベット順など、何らかの規則性に従って整理された情報の集合体をいう。

⑥ センシティブな個人データ

個人データのうち、その処理が不適切に行われた場合、当該個

人データのデータ主体の権利利益を著しく毀損する恐れがあるものとして、適用法令で特別の保護が定められている個人データ。これには、人種・民族的素性、政治的思想、宗教的・哲学的信条、労働組合員加入歴、遺伝・生体や医療・健康に関するデータ、犯罪歴を含むがこれらに限られず、細則、またはその他の国・地域の法令で定めがある事項も含む

- ⑦ 処理
自動的な手段によるか否かを問わず、収集・取得、記録、保管、訂正、使用、開示・移転等、個人データを利用可能とすること、及び整列・結合、利用停止・削除・廃棄を含む個人データまたは一群の個人データに実施される業務遂行、または一群の業務遂行（細則、またはその他の国・地域の法令で定めがある行為も含む）
- ⑧ データ管理者
個人データ処理の目的・手段を単独または共同で決定する者
- ⑨ データ処理者
データ管理者に代わって個人データを処理する者（例として、委託を受けて個人データを処理する場合等の受託者をいう）
- ⑩ 復処理者
データ処理者がデータ管理者の許可を得て、データ処理者に代わって個人データを処理する者
- ⑪ 第三者
当社及び当社従業員以外のあらゆる個人・組織等
- ⑫ 代理人

個人データの処理に関連する全ての事項について、データ管理者やデータ処理者の委任を受け、それらの者のために、特に各国・地域の監督機関やデータ主体への対応を行う者（拠点を持たない国・地域において個人データ保護関連法令の適用対象となる場合に、当該国・地域に設置・所在が求められる代理人を含むが、これに限られない）

- ⑬ 開示・移転
当社以外の第三者に、個人データを共有（利用可能と）すること
- ⑭ リスク評価
個人データの処理がデータ主体の権利や自由に高リスクを生じさせる可能性がある場合に行う、係る処理に伴う影響の評価及び対策検討のための仕組み
- ⑮ 法的根拠
当社による個人データの処理が、遵守すべき国・地域の個人データ保護関連法令に適合した処理であることの根拠
- ⑯ 自動化された意思決定
個人データを人的介入なしに、技術的方法によって処理し、それに基づき、何らかの判断や意思決定を行うこと（例として、事前にプログラミングされたアルゴリズムと基準に基づき、採用のための適性テストを実施し、結果を判定する等）
- ⑰ 共同管理
二者以上のデータ管理者が共同して個人データ処理の目的及び方法を決定すること

- ⑬ データポータビリティの権利
データ主体が自ら提供した個人データを、構造化され、一般的に利用され、機械可読性のある形式で受け取り、当該データを他のデータ管理者に移行する権利

第3条（適用範囲）

本規程は、当社が処理する全ての個人データについて適用する。

- (2) 本規程を補完するものとして、別途「個人データ保護基本規程細則」（以下、「細則」という。）を定める。

第2章 個人データ管理体制

第4条（個人データ管理総責任者及び個人データ管理責任者、作業責任者）

個人データ管理総責任者は、個人データ保護管理の全社的責任者として、以下各号に掲げる事項をつかさどる。

- ① 個人データの適正な処理を確保するための管理体制の構築、及びプライバシーポリシーの策定
- ② 定期的、もしくは処理手順や安全管理措置等を変更すべき事由が発生した場合に行う本規程の改定
- ③ 個人データの処理・保護状況の定期的な調査、及びそれらの適正な処理・保護に向けた改善措置・教育の実施
- ④ 個人データの処理と関連した問合せ・苦情その他の要求への対応及び被害救済実施の監督

- ⑤ 個人データの処理の目的が達成された、または個人データの保管期間が過ぎた個人データ破棄実施の監督

- ⑥ その他、細則に掲げる各国・地域の法令で定めがある事項

- (2) 個人データ管理責任者は、個人データ管理総責任者の指示及び本規程に定めるところに基づき、業務に必要な場合における個人データ保護に関する各部室店・ユニット内の手続き等の整備、安全対策、教育訓練、周知徹底等を実施する責任を負う。個人データ管理総責任者はそれらの実施に関して、当該個人データ管理責任者に職能的指示を与えることができる。
- (3) 個人データ管理責任者は、個人データを取り扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を作業責任者として任命しなければならぬ。作業責任者は、当該作業について、前項に定める個人データ管理責任者と同等の責任を負う。

第5条（個人データ保護責任者(DPO)（以下、「DPO」という。）の選任）

個人データ管理総責任者は、細則、またはその他の国・地域の法令に定めがある場合、DPOを選任する。DPOは、細則、またはその他の国・地域の法令で定める責任を有する。

第6条（データ主体からの要求を処理する窓口の設置）

個人データ管理総責任者は、データ主体からの問合せや苦情等の要求を処理する窓口となる担当組織を指定する。

- (2) 当該窓口は、本規程第23条に定める事項を行う。

第3章 基本的な遵守事項

第7条(基本的遵守事項)

当社の従業者は、個人データの処理に当たっては、本規程(特段の定めがない限り細則、およびその他の国・地域の法令を含む。以下同じ)を遵守しなければならない。

- (2) 当社の従業者は、本規程が定める法的根拠なく、もしくはその範囲を超えて個人データを取り扱ってはならない。

第8条(事業者登録・届出及び代理人の設置)

細則、またはその他の国・地域の法令において、当社が個人データを取り扱うにあたり、各国・地域の監督機関その他の指定組織に対し事業者登録や届出を行うことが義務付けられている場合、個人データ管理総責任者は、係る定めに従い定められた期限内に係る登録・届出を行う。

- (2) 細則、またはその他の国・地域の法令に定めがある場合、個人データ管理総責任者は、係る定めに従い代理人を選任する。

第9条(リスク評価の実施)

個人データ管理責任者は、以下各号のいずれかに該当する場合、その個人データ処理について、リスク評価を実施しなければならない。

- ① 新たな技術を利用した新製品・サービスの提供、または社内システムの開発・運用などによって、個人データの処理がデータ主体の権利や自由に高いリスクを生じさせる可能性がある場合。この

場合においては、当該製品やサービスの企画・開発段階でリスク評価を実施する。

- ② 製品・サービスのスコープ変化等により、リスクに変化がある場合
- (2) リスク評価は一次評価と二次評価の2段階で行い、その結果を記録として保管しなければならない。
- (3) 一次評価は別紙「リスク評価シート(一次評価)」を用いて行う。予定する個人データの処理がその複数(2以上)の判定要件に該当した場合、別紙「リスク評価シート(二次評価)」に基づき、二次評価を行う。
- (4) 二次評価には、別表2が定める項目を含めるものとする。
- (5) 個人データ処理の範囲と種類に応じ、定期的もしくは個人データ処理業務に関連するリスクに変化があった場合、リスク評価に従って処理が実行されているか評価するためのレビューを行う。
- (6) コーポレートアドミニストレーション部長は、二次評価の実施について、個人データ管理責任者と連携の上、その結果を確認し、必要に応じて改善提案を行う。
- (7) 細則、またはその他の国・地域の法令に定めがある場合、個人データ管理責任者は、所定のリスク評価手続きを実施するとともに、必要に応じて各国・地域の監督機関に評価結果を報告する。

第10条(情報通知の実施)

データ主体から直接個人データを取得する場合、個人データ管理責任者は、個人データの収集前もしくは収集時に、少なくとも以下に示す全ての事項をデータ主体に通知または公表する。

- ① 当社の名称及び連絡先、及び設置している場合は DPO の所属及び連絡先
 - ② 個人データの処理目的及び法的根拠
 - ③ 処理の法的根拠が公共の利益または会社の公的権限の行使のために処理が必要な場合に該当するときに、その利益の内容
 - ④ 取得する個人データの種類及び収集経路
 - ⑤ 該当する場合、個人データの移転目的、移転先または移転先の種類(国内外の移転)
 - ⑥ 国際移転の有無と移転の目的、根拠(上記⑤に含めるのも可)
 - ⑦ 個人データの保存期間または保存期間を決定する基準
 - ⑧ データ主体の権利及びその行使方法
 - ⑨ 監督機関に不服を申し立てる権利の有無、及びある場合の概要
 - ⑩ 個人データの提供が、法令もしくは契約上の要件または契約を締結するのに必要な要件であるか否か
 - ⑪ データ主体に個人データの提供の義務があるか否か
 - ⑫ 個人データを提供しない場合に起こりうる結果
 - ⑬ 自動化された意思決定の有無及び、有る場合は、自動化された処理における個人データの利用方法及び範囲
 - ⑭ 個人データを保護するための安全管理措置の概要
 - ⑮ 当社が本項の情報通知の変更をデータ主体に通知する手順及び手段
 - ⑯ その他、各国・地域の法令で定めがあるもの
- (2) データ主体以外の者から間接的に個人データを取得する場合、個人

データ管理責任者は、個人データの処理を始める前もしくは最初に処理をする時(収集後遅くとも1か月以内)に、また、各国・地域の法令によりこれよりも短い期間が定められている場合には、その期間内に、少なくとも前項各号が掲げる事項(但し、前項第 10 号から第 12 号に掲げるものを除く)、及び個人データの入手元及びその入手元が一般的にアクセス可能か否かをデータ主体に通知または公表する。

- (3) 前二項の通知・公表において、細則、またはその他の国・地域の法令に定めがある場合、それらで求められた事項を追加してデータ主体に通知・公表する。
- (4) 前三項の情報通知は、明確で平易な言葉を用い、以下のいずれかの方法で通知または公表する。
 - ① ホームページでのプライバシーポリシーの掲載
 - ② メール署名欄でのプライバシーポリシーのリンクの掲載
 - ③ 同意取得文書への掲載
 - ④ 契約書、サービス利用規約、申込書等への添付
 - ⑤ その他、細則に掲げる各国・地域の法令で定めがある方法
- (5) 前項のプライバシーポリシーは、「MOL グループ グローバルプライバシーポリシー」をいうものとする。
- (6) その他、細則、またはその他の国・地域の法令において、プライバシーポリシーを含む情報通知内容の更新の頻度を確認し、必要な対応を実施する。

第 11 条 (個人データ処理の法的根拠)

当社の従業員が業務において新たな利用目的等のために個人データを取得する場合には、別紙「個人データ取得用申請書」を利用し、個人データ管理責任者に利用目的及び取得方法を事前に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、取得状況からみて利用目的が明らかな場合は、この限りでは無い。

(2) 個人データを適法に処理するために、処理の開始前に、細則、またはその他の国・地域の法令で定められる適用範囲を考慮した上で、以下いずれかの法的根拠を確立しなければならない。

- ① データ主体からの個人データの処理に関する同意取得
- ② その他、細則、またはその他の国・地域の法令で定められる法的根拠の確立(正当な利益、契約の履行、データ主体の重大な利益保護等を含むが、これらに限られない)

第 12 条 (センシティブな個人データ処理の法的根拠)

センシティブな個人データの処理は当社の業務上必要最小限なものとし、不要な処理を行ってはならない。

(2) センシティブな個人データを取得する場合には、前条第 1 項の定めを準用する。また、センシティブな個人データの処理根拠の確立には、前条第 2 項の定めを準用する。但し、それらの手続きは対象となるセンシティブな個人データの概要を明らかにし、かつそれがセンシティブな個人データに該当することを明らかにした上でこれを行わなければならない。

第 13 条(データ主体からの同意の取得)

前二条の規定に基づきデータ主体より同意を取得する場合、以下各号の要件を充足しなければならない。

- ① 第 10 条で定める事項をデータ主体に通知すること
 - ② データ主体の同意は、その自由かつ積極的な行為により、明瞭・平明な文言によってなされるべきこと(同意対象とされる個人データの種類や利用目的等が過度に広範に及ぶ場合は同意の任意性が否定される場合があり得ることに留意する)
 - ③ データ主体からの同意取得後、少なくとも個人データを処理している期間中、同意した記録を保管し、同意を取得した旨を事後的に証明できる形式によること。係る形式には以下のものが含まれるが、この限りではない。
 - (a) 別紙「個人データの処理に関する同意書」の使用
 - (b) 申請書、申込書等のフォームへの署名
 - (c) チェックボックスへのチェック
- (2) 個人データの処理目的、処理方法、または処理する個人データの種類に変更がある場合は、原則再度データ主体から同意を取得する。
- (3) データ主体は第 1 項の要件を充足する場合であっても、その同意をいつでも撤回できることに鑑み、当社は個人データの処理にあたり以下各点に留意するものとする。
- ① データ主体が同意の撤回権を有することを、同意を取得する前に通知し、かつその行使が、データ主体が当社に同意を与える

のと同程度に容易なものとする

- ② 同意の撤回により、撤回前の同意に基づく処理の合法性に影響が生じる恐れがあることに鑑み、その回避に努めること
 - ③ 同意を撤回した場合、個人データの処理をただちに停止し、データ処理者にも処理を停止させること
- (4) 前三項の取扱い・対応について、細則、またはその他の国・地域の法令が特段の定めをしている場合は、それらの定めに従い必要な措置を講じなければならない。

第14条（子どもの個人データの処理）

子どもの個人データを処理する場合であって、同意の取得が法令上必要となる場合、個人データ管理責任者は、子どもの親またはそれに準じる後見人・保護責任者から、個人データの取得前に同意を得なければならない。なお、子どもの年齢、及びその他必要な措置に関しては、細則、またはその他の国・地域の法令に従う。

第15条（個人データ処理の記録）

個人データ管理責任者は、個人データを取り扱った場合においては、定期的に別紙「個人データ処理記録」に必要事項（詳細は別表3に定める）を記入し、最低3年間保管しなければならない。但し、文書管理規程等その他規程に定める保管期間が本条に定める期間より長期の場合には、その規程に従う。あわせて、定期的、もしくはコーポレートアドミニストレーション部長からの指示に従い、個人データ処理記録を確

認し、必要に応じて修正・更新する。なお、細則、またはその他の国・地域の法令で定めがある場合、その保管期間に従う。

- (2) 細則、またはその他の国・地域の法令で定めがある場合、または各国・地域の監督機関より、個人データ処理記録の提供要請を受けた場合は、個人データ処理記録を提供する。

第16条（安全管理措置の実施）

個人データ管理責任者は、個人データ管理総責任者の監督の下、個人データの処理の各段階において、最新技術、情報セキュリティに関する他社事例、措置の実装に要する費用、処理の性質、範囲、文脈及び目的、並びに個人の権利及び自由への影響及びリスクなどを総合的に考慮し、適切な安全管理措置を講じる。

- (2) 前項の措置には、当社グループのICTに関わる社規則に則った技術的措置が含まれるものとする。
- (3) 当社の従業者は、雇用契約終了後の期間を含めて当社において取り扱った個人データの機密を保持する義務を負うものとする。その詳細は就業規則等で定めるものとする。
- (4) その他当社の秘密情報の管理に関する規程・基準、並びに細則、もしくはその他の国・地域の法令において特段の定めがある場合、それらにより求められる条件や具体的な措置内容に沿って、組織的措置を講ずる。

第 17 条 (個人データの第三者への開示・移転)

個人データの第三者への開示・移転は、個人データの処理の目的のために必要な最小限度に留めなければならない。

- (2) その他、細則、またはその他の国・地域の法令で定められている第三者への個人データの開示・移転に関する要件に従い、適切な措置を講じる。

第 18 条 (個人データの国際移転)

国外に所在する第三者への個人データの開示・移転は、個人データの処理の目的のために必要な最小限度に留めなければならない。

- (2) 国外に所在する第三者へ個人データを開示・移転する場合は、開示・移転を行う前に、細則、または関連する国・地域の法令で定められている国際移転に関する要件に従い、適切な措置を講じる。

第 4 章 個人データ処理の委託

第 19 条 (個人データ処理の委託)

当社が、その個人データの処理を当社の従業者以外の第三者に委託する場合、個人データ管理責任者は、そのデータ処理に関与する各関係者(委託先となる法人及びその役職員を含む)の選任及び監督について責任を負う。

- (2) 個人データ処理の委託においては、別紙「委託先選定シート」を利用し、適切な組織的・技術的安全管理措置を実施している者に限りデータ処理者とすることができる。

- (3) 前項によりデータ処理者となる者とは、別紙「個人データの処理に関する覚書」、もしくは原則として別表 4 が定める事項をすべて含む契約を書面で締結するものとする。
- (4) 委託先の監督に当たっては、別紙「委託先監督シート」、その他同等またはより厳格な手段(例として、第三者による委託先監査/評価結果、委託先自らが公表するホワイトペーパー等)により、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先との合意に基づき、定期的な(1年に1回を目安とする)評価、監査、その他の技術的または運用上のテストなどの手段によって、委託先の契約遵守状況を監督する。また、細則、またはその他の国・地域の法令でデータ処理者の選定に関して必要な対応が規定されている場合はそれに従って対応する。

第 20 条 (データ処理者としての対応)

当社がデータ管理者の指示の下、データ処理者として個人データを処理する場合、本規程第 7 条、及び第 15 条から第 18 条を遵守するとともに、データ管理者との契約等に従いそれら処理を行うものとする。但し、係る契約に定めがない場合であっても、原則として以下各号の措置を講ずるものとする。

- ① データ管理者の指示もしくは事前の同意なく、受託業務に関連する個人データの処理もしくはその再委託をしないこと
- ② 以下に掲げる事項についてデータ管理者を支援すること
 - (a) データ主体の権利行使の要求への対応
 - (b) データ管理者が負う処理の安全性の確保

- (c) インシデント発生時の監督機関に対する通知
 - (d) インシデント発生時のデータ主体に対する連絡
 - (e) リスク評価
 - (f) リスク評価の結果、データ主体の権利及び自由に対して高いリスクをもたらすおそれがある場合において、事前に監督機関と協議を行う義務の遵守
- ③ 個人データの取扱い終了後、データ管理者の求めに応じ、すべての個人データを削除もしくは返却すること
 - ④ データ管理者の指示が法令を違反している場合、または受託業務に関連して個人データに関わる法令違反もしくは権利侵害が発生した場合、ただちにデータ管理者へその報告を行うこと
 - ⑤ 上記の他、細則、またはその他の国・地域の法令でデータ処理者として必要とされる対応を行うこと

第 21 条（再委託）

当社がデータ処理者からの指示の下、復処理者となる場合、当社による個人データの処理には前条の規定を準用し、前条のデータ管理者をデータ処理者に読み替えるものとする。

第5章 データ主体が持つ権利と権利行使への対応

第 22 条（データ主体が持つ権利）

当社が処理する個人データについて、データ主体は細則、またはその他関係国・地域の法令の定めに基づく権利を有する。ただし、当社業

務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には、データ主体からの要求の全部又は一部に応じないことができる。

第 23 条（データ主体の権利行使への対応）

当社が処理する個人情報のデータ主体から、その処理に関する権利の行使を受け付けた場合、本規程第 6 条に定めるデータ主体からの要求を処理する窓口（以下、「窓口」という。）は、権利行使を行う者がデータ主体本人（または法的に正当な代理人）であるかを確認したうえで対応する。また、当該データ主体の個人データを第三者へ開示・移転している場合は、合理的に可能な範囲で、すべての第三者にデータ主体からの要求を通知する。なお、データ主体から権利行使を受け付けるための請求書や、権利行使に対応する際に利用する書類は、原則、別紙「個人データに関する請求書」及び別紙「請求に対する回答書」を利用するものとする。窓口は、データ主体の権利行使に関する調査や必要な対応、及びその結果のデータ主体への通知について、不当な遅滞なく、遅くとも 30 日以内に実施するよう、権利行使に係る個人データの処理に責任を有する個人データ管理責任者に依頼する。要求への対応が遅延する場合は、その理由とともに遅延する旨をデータ主体に通知するものとする。

(2) データ主体の権利行使を、第三者（例として、委託先等）を経由して受け付けた場合、以下のとおり対応する。

- ① 当社がデータ管理者の場合は、当該第三者と特別な契約や取り決め等がない限り、当社が本条第 1 項及び第 2 項が定めるとこ

ろにより対応する、または当該第三者に対応を指示する。

- ② 当社がデータ処理者の場合は、その旨をデータ管理者に通知し、当該第三者及びデータ管理者と特別な契約や取り決め等がない限り、データ管理者からの指示に従って対応する。
- (3) データ主体による権利行使の要求への対応は、別紙「問合わせ受付管理台帳」に記録する。
- (4) 前三項が定める各種対応について、細則、またはその他の国・地域の法令が別途の定めを置いている場合には、係る定めを確認の上、それらに従って対応する。

第6章 インシデント報告

第24条（社内への通知要件・項目）

個人データに係るインシデントが発生した場合は、その旨を個人データ管理責任者に報告しなければならない。また、当社グループの重大ICTインシデントに関する社規則の対象となるインシデントについては、同社規則に則り報告する。

第25条（監督機関への通知要件・項目）

前条が定めるインシデントに関する監督機関への報告・通知については、前条の規定を準用して対応する。

- (2) 監督機関からの要求があれば遅滞なく提出できるようにインシデント対応の記録を最低7年間保管する。但し、文書管理規程等その他規程に定める保管期間が本項に定める期間より長期の場合には、係る規

程に従うものとする。

- (3) その他細則、またはその他の国・地域の法令で定められる事項等を確認の上、対応する。

第26条（データ主体への通知要件・項目）

本規程第24条が定めるインシデントに関するデータ主体への報告・通知については同条の規定を準用して対応する。但し、特段の事情がある場合には、影響を受ける個人が特定されない形で、データ主体が見やすい場所、Webサイト上での公表等を行うこともできるものとする。

- (2) その他細則、またはその他の国・地域の法令で定められる事項等を確認の上、対応する。

第7章 組織及び体制

第27条（報告義務及び違反に対する措置）

本規程または関係法令に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人データ管理責任者に報告しなければならない。

- (2) 個人データ管理責任者は、所属する部店及び担当グループ会社の業務に関する法令及び規則等の遵守、並びに社会規範及び企業倫理に基づき、善良なる管理者としての注意義務を尽くして行動することの徹底を図るとともに、違反行為もしくは違反の疑いのある行為を発見した場合、又は報告・相談を受けた場合は、コンプライアンス委員会事務局に報告し、速やかに必要な是正措置を取るものとする。報告

者・相談者の秘密は、厳密に保持される。

- (3) 違反行為に対する措置については、コンプライアンス規程による。

第28条（事務局・本規程の適用対象となるグループ会社等への適用）

本規程の事務局にコーポレートアドミニストレーション部長を任ずる。

- (2) コーポレートアドミニストレーション部長は、本規程上個人データ管理総責任者が行うべき事項等について、その補佐を行う。
- (3) コーポレートアドミニストレーション部長は、個人データ管理総責任者の指揮監督を受け、本規程上個人データ管理責任者が行うべき事項等について、その実行に必要な助言・支援を行う。
- (4) 個人データ管理責任者は、管轄するグループ会社のうち別途定める会社に対し、本規程と同等のルールを導入するよう指導する。

第8章 規程の改廃

第29条（規程の改廃）

本規程の改廃は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの決裁により行う。本規程について、軽易な事項以外の改定を行った場合は、改定内容を商船三井における経営管理担当部・ユニット経由で、商船三井法務部に報告する。ただし、法令及び各省庁のガイドラインに則った改定並びに軽易な事項の改定については、コーポレートアドミニストレーション部長決裁により行う。

第30条（規程の施行日）

本規程は、2025年12月1日から施行する。

- (2) 本規程の施行時に、個人情報管理規程は廃止する。なお、個人情報管理規程廃止前に同規程に基づき講じられた対応・措置等はなお従前の例による。

附則

【別表 1 細則が策定されている国・地域】

本規程第 1 条第 2 項における、細則が策定されている国・地域は、以下の通りである。

アメリカ(カリフォルニア州、テキサス州)、EU/EEA、イギリス、インド、インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、日本、パナマ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、UAE

【別表 2 リスク評価の二次評価に含める項目】

本規程第 9 条第 4 項における、リスク評価の二次評価に含める項目は、以下の通りである。

- ① 予測される処理及び処理の目的の体系的な説明(該当する場合は、当社が追求する正当な利益を含む)
- ② 目的に関連した処理の必要性と相応性の評価
- ③ 以下を含む処理の合法的な根拠の特定と検討
 - (a) 正当な利益が処理の根拠である場合、データ主体の権利または利益が正当な利益に優先されないと当社が信じる理由の分析と説明
 - (b) 同意が処理の根拠である場合、同意が有効に取得されていることの検証、同意の撤回による影響及び当社がデータ主体の同意を撤回する権利の行使をどのように保証するかの

検討

- ④ データ主体やデータ主体の権利に対するリスクの評価
- ⑤ データ主体及びその他の関係者の権利及び正当な利益を考慮に入れて、個人データの保護を確保し、本規程の遵守を実証するための措置、セキュリティ対策及びメカニズムを含む、リスクに対処するために想定される対策

【別表 3 個人データ処理記録の項目】

本規程第 15 条第 1 項における、個人データ処理記録の項目は、以下の通りである。

- ① 当社の連絡先詳細。該当する場合、共同管理者、当社の代理人及び DPO/個人データ管理総責任者/データ主体の要求を処理する窓口を含む
- ② 処理の目的
- ③ 法的根拠
- ④ データ主体の種類と個人データの種類の詳細、件数(概算)、データの収集に関する情報(例として、収集元等)
- ⑤ 第三国または国際機関における受領者を含め、個人データが開示されるまたは開示され得る受領者の種類
- ⑥ 該当する場合、個人データの移転先の第三国または国際機関、適切な保護措置を示す文書
- ⑦ データ種類ごとの、予測される消去までの期間
- ⑧ 技術的及び組織的安全保護措置の概要

- ⑨ データ主体からの権利行使及び対応内容
- ⑩ その他、細則、またはその他の国・地域の法令で定めがある事項

【別表 4 委託先との契約書に含める項目】

本規程第 19 条第 3 項における、委託先との契約書に含める項目は、以下の通りである。

- ① 個人データ処理の委託業務の概要や業務委託の目的、処理期間、処理の性質及び目的、個人データの種類、データ主体の種類、当社とデータ処理者の義務及び権利
- ② 当社による文書化された指示においてのみ個人データを処理すること
- ③ 秘密保持を確約するまたは適用される法律上の守秘義務を保持すること
- ④ 当社と同等のまたは各国・地域の法令で定められている組織的・技術的安全管理措置を講じること
- ⑤ 当社からの事前の許可及び書面による承認を得た場合に限り、他の事業者を従事させる(再委託)ことができること
- ⑥ データ主体の権利行使の要求に対応する当社の義務の履行を支援すること
- ⑦ 委託先は、以下に掲げる事項について当社を支援すること
 - (a) 当社が負う処理の安全性
 - (b) インシデント発生時の監督機関に対する報告
 - (c) インシデント発生時のデータ主体に対する通知

- (d) リスク評価
- (e) リスク評価の結果、データ主体の権利及び自由に対して高いリスクをもたらすおそれがある場合において、事前に監督機関と協議を行う義務の遵守の確保

- ⑧ 委託業務終了後、個人データを不当に遅滞なく削除・廃棄または当社に返却すること
- ⑨ 当社または当社が委任する監査人の監査に必要な情報を利用できるようにすること
- ⑩ 個人データの処理を行う地理的な位置
- ⑪ 当社の指示が法令を違反している場合、速やかに当社へ通知すること